

# 五條市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

## < 目次 >

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1・2
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・P. 3～P. 5
- 5 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・P. 5・6

令和8年3月  
五條市教育委員会

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら専門性を最大限に発揮し、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きかいを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的としている。地方公務員法、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下『給特法』という）及び文部科学大臣の指針に基づき、策定するものである。

第2期五條市教育大綱で掲げる本市の目指す教育である「ふるさとを愛し、自ら考えて行動できる心豊かな人づくり～『自尊』『他尊』『地尊』の人づくり～」を実現するには教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画が目指す「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教育職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することである。つまり、働き方改革を通じて、教育職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにすることにある。

五條市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、五條市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながらより効果的な働き方改革を進めていく。

### (2) 本市の現状

- ア 令和2年4月から給特法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本市では、五條市立学校の管理運営に関する規則を一部改正し、教育職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。
- イ これまでの取組として、タイムレコーダーを導入し、勤務時間管理の徹底を図るなど、様々な取組を実施してきた。
- ウ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次表のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 30.2 時間	13.8 %	0.5 %
中学校	月 29.6 時間	13.6 %	0.5 %
高等学校	月 17.5 時間	0.0 %	0.0 %

エ 時間外在校等時間が45時間を超える割合は、小学校13.8%、中学校13.6%となっている。これまでの取組において徐々に成果が表れてきているが、更なる取組の推進によって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

オ ア～エを踏まえ、本市では給特法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

## 2 目標

### (1) 五條市立学校の教育職員の時間外在校等時間に関する目標

1か月時間外在校等時間を45時間以下を原則とし、1年間における時間外在校等時間を年間360時間程度にする。

### (2) 五條市立学校の教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年次有給休暇を夏期休業等を利用して3日連続して取得可能にするなど、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%まで減少させる。【R7結果 有効回答者 16/176 → 9%】

ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とする。(全国平均100)【R7結果 87.4】

エ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目において、4段階評価で3.2以上にする。【R7結果 3.1】

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
  - ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
  - ・学校から警察へ、あるいは警察から学校への連絡対象事案が発生した場合は「学校・警察連携制度運用要領」に基づいて行う。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
  - ・学校徴収金については、学校給食費の公会計化、徴収金業務の標準化や集金業務を一元化できるシステムの導入を検討する。
- ④ 保護者等からの不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - ・教育委員会事務局（以下「事務局」という）は、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、不当な要求等に対応できる体制を構築する。

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ① 調査・統計等への回答
  - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
  - ・学校事務体制強化のため、共同学校事務室との連携を密にする。
- ② 学校の広報資料・ウェブサイトの作成
  - ・当該業務を学校において行う場合は、特定の職員に業務が集中しないことに配慮しつつ、ICT支援員によるサポートも積極的に活用する。
- ③ ICT機器に係る通信ネットワーク設備の日常的な保守・管理
  - ・事務局と委託管理業者が連携を密にし、可能な限り教育職員に負担がかからないようにする。
- ④ 校舎の開錠・施錠
  - ・職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
- ⑤ 体育館等の施設の管理
  - ・体育館等の地域開放施設の管理業務については、外部委託を検討する。

- ⑥ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
  - ・ 休み時間の活動を踏まえた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、教育職員の輪番等による負担軽減を促進する。
- ⑦ 部活動
  - ・ 令和8年度中に、休日の全ての部活動の地域クラブ活動への移行を実現する。平日の部活動の地域クラブ活動への移行については、全国及び県内自治体の進捗状況の把握に努めながら、活動の適正化を図り、早期の地域展開を目指すとともに、部活動指導員の配置拡充を進める。

#### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ① 給食の時間における対応
  - ・ 特別活動（学級活動）として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
  - ・ 給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教育職員等による緊急時に備えた組織的な体制に基づいて実施する。
- ② 授業準備
  - ・ ICT支援員や授業準備、採点作業等を補助する教員業務支援員等を積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。
- ③ 学習評価や成績処理
  - ・ 校務支援システムの機能を活用することにより、事務負担を軽減する。
- ④ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
  - ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、保健指導員、特別支援学級補助員、日本語指導員、スクールサポーター等による効果的な支援が期待される業務については、これらの人材と教育職員との協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、子どもサポートセンターの効果的な支援や学校の校内教育支援センターの充実に努める。
  - ・ 健康推進課や児童福祉課等の関係機関に対して、体制の確保に必要なが生じた場合には、積極的に参画するよう促す。

## (2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を100%にする。【R7結果 44%】
- エ 全校に設置している電話の録音機能の導入について検討する。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1か月時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員、及び80時間を超えた教育職員のうち面接を申し出た者に対して医師による面接指導を実施する。
- イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- オ 各校で、原則として週に1日はノー残業デーを実施することを促すとともに、長期休業の期間中に4日程度の一斉閉校期間を設定し、疲労回復やリフレッシュの時間の確保に努める。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、現在、本市で導入しているタイムカードで把握しているが、令和8年度中に、現在使用している校務支援システムを活用して把握する。また、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。

- (4) 教育委員会において、各学校の勤務等の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りが課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに奈良県教育委員会等が主催するマネジメントに関する研修の機会等を積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるように取り組む。